平成２３年（フ）第３０８２号
横浜市港南区港南２丁目５番12号　カーサクレモナ301
債務者　長島　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０９８号
横浜市青葉区榎が丘21番地７　サンクレスト青葉台Ⅱ503
債務者　森　　圭司
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５２号
神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目６番３号　関ハイツ23号室
債務者　菊地　純子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５５号
横浜市港南区港南台９丁目27番６―306号
債務者　田中　　泰
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１６１号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目１番５号　ヴェルドミールⅠ―101号
債務者　好見　洋朗
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１６２号
神奈川県藤沢市高倉2226番地の21
債務者　寺師　智恵
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１７９号
横浜市中区松影町３丁目11番地14　三和荘515号室
債務者　加藤　　登
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８９５号
大阪市鶴見区諸口６丁目15番97号　203
債務者　久次　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７７号
大阪市港区夕凪１丁目17番18―401号
債務者　柿内　宏治
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０４７号
大阪市阿倍野区阿倍野元町５番27号
債務者　宮﨑　幸代
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８号
広島県福山市草戸町２丁目９番18―704号　ライオンズマンション
債務者　西尾　清加（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後１時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７７５号
栃木県栃木市大平町牛久54番地１、前住所東京都武蔵村山市大南４丁目21番地の１　エステート大南公園５―401号
債務者　大橋　元子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８８号
栃木県那須塩原市三島１丁目38番地９　ボヌール207号、前住所栃木県大田原市中央２丁目５番６号　栄町アパート６号
債務者　静谷　純子（旧姓永吉）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９２号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目３番19号
債務者　神原　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５６号
愛知県岡崎市福岡町字通長42番地　コスモハイツＡ―202、前住所愛知県岡崎市福岡町字西町後47番地15
債務者　伊藤　　哲
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係